

総務常任委員会

令和5年6月13日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫	○小城 世督	溝部真紀子
伴 吉晴	嶋田 善行	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	関元 佑治
税 務 課 長	福田 善行	同 課 長 補 佐	田本奈津子
会 計 管 理 者	安藤 晴康	教 育 次 長	本庄 徳光
教委総務課長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大野 彰彦

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小城委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時議会で、総務常任委員会の委員構成が変わりました。

私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます。小城副委員長ともどもよろしく申し上げます。

初めに町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、小城委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく申し上げます。

本日本日予定しております審査案件はお手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第16号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 福田税務課長。

税務課長

おはようございます。それでは、1. 付託議案の（1）議案第16号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

税務課長

本議案の内容につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例の要旨をご覧くださいませでしょうか。

今回の町税条例の一部改正は、令和5年度の地方税制の改正を内容とする地方税

法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、この法律による改正内容のうち令和5年7月1日以後に施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

それでは、1. 主な改正内容について、ご説明いたします。はじめに、(1) 3輪以上の特定小型原動機自転車の種別割区分の見直しについてであります。道路交通法及び道路運送車両の保安基準が改正され、現行の原動機付自転車の区分から、新たに「特定小型原動機付自転車」いわゆる電動キックボードの区分が設けられることに伴い、特定小型原動機付自転車の軽自動車税種別割の区分について、ミニカーの区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、すべての小型原動機付自転車が原動機付自転車の区分の2千円となるよう、規定の整備を行うものであります。施行期日は、令和5年7月1日で令和6年度分以後の種別割に適用します。

なお、この改正に伴い、種別割の申告書、様式等の改正や税務システムの改修が必要となることから、一般会計補正予算において、税務システムの改修に係る費用として118万8千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、(2) 森林環境税の導入に伴う規定の整備についてでございます。森林環境税の導入に伴い、個人町民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収することについて、規定の整備を行うものであります。施行期日は令和6年1月1日で、令和6年度分以後の個人町民税に適用いたします。

なお、森林環境税は千円でございますが、東日本大震災からの復興に関し、全国で実施する防災施策対応分として個人町民税の均等割に千円を加算する措置が令和5年度で終了となりますので、納税者の実質的な負担増はございません。

以上、議案第16号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。委員皆さま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤議員。

木澤議員 まず、(1)のほうですけれども、電動キックボードに伴う改正ということで、適用は令和6年度分以降となっておりますけれども、現時点で斑鳩町でこれで登録されている方はいらっしゃるでしょうか。

委員長 福田税務課長。

税務課長 電動キックボードにかかる現在の登録状況についてでございます。まず三輪以上の原動機付自転車にかかるこの電動キックボードに該当すると思われる車両はございませんので、税収に係る影響はございません。また原動機付自転車の区分については、電動キックボードと表示が確認できるものについては3台でございます。

木澤委員 あと、システムの改修費用ですか、118万円は国のほうからお金出るんですか。

税務課長 システムにかかる費用につきましては、国から特段の財政措置はございません。

木澤委員 法改正でそうなるものやから普通、国が出すべきものと思いますけどね。
そしたら(2)のほうなんですけど、先ほど直接的な負担増にはならないというお話でしたけど、この森林環境税を導入されて、どういう使い方をされるのか。あと、県のほうも森林税を取っていると思うんですけども、これ二重取りにならないのかなというふうに思うんですけども、そこはどうでしょうか。

税務課長 森林環境税についての用途についてのご質問でございます。まず町につきましては、森林所有者が自ら経営管理をできない場合、町が管理を受託するための意向調査を行うとともに、危険木の伐採等を行っております。また、地域で里山づくりをしている団体に対しても助成を行っているところでございます。そして県につきましては、県の森林環境税は地方税として県が徴収されているものでございまして、町に対して交付はされておりませんが、県の事業といたしまして、放置された人工林を多様な樹種が入る混交林誘導整備をはじめ、森林の専門的な技術、技能を備えた人材の育成、また県内小学5年生向けの森林教育にかかる副読本の配布、またナラ枯れ等の被害調査を実施されておりますので、重複されているものではないと考えております。以上でございます。

木澤委員 国のほうの森林環境税については基金もつくって、すでに使っているということで、言うたら有効活用、町としてもできている状態やというんで、取ること自体に対していたしたかないのかなというふうに思いますけども、なかなか県の部分につ

いては、今、町には入ってきてないということで、ただ活用していますよということで、いろいろ南部のほうとかで使ってはるのかなと思うんですけども、やはりそういうところも徴収されている分についても、どういうふうに使っているのかというのがよくわからないと、やっぱりなかなか税として負担ばかりが増えるだけじゃないかということになりかねないなと思いますんで、そっちは税務課の担当ではないと思いますんで、どういう使われ方しているのかというのは、建水のほうでも確認したいと思います。特段、反対はいたしません。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第16号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第17号 (仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長 それでは、1. 付託議案の(2)議案第17号 (仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 続きまして、議案書の2ページ目をご覧ください。

(議案書朗読)

総務課長

本工事につきましては、予定価格が5千万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。なお、去る5月17日に入札の執行を行い、落札業者と仮契約を締結させていただいておりますが、今議会におきまして議決を賜りまして、本契約を締結させていただきたいと考えているものでございます。

続きまして、工事の概要でございます。恐れ入りますが、本日お配りしてございます資料1をご覧くださいと思います。はじめに、計画地でございます。計画地の所在は、斑鳩町龍田西7丁目377番1及び1015番の2筆で、敷地面積は677.85㎡となっております。次に、計画建築図でございます。建物構造・階数は、鉄骨造2階建の耐火建築物とし、延べ床面積333.54㎡の計画といたしております。なお、その他といたしまして、敷地内におきまして、60トン級の耐震性防火水槽1基を設置し、駐車場5台分と駐輪場を確保する計画としております。

今後のスケジュールといたしましては、本年12月議会に、本地域交流館の設置に係る条例改正につきまして議案を提出させていただき、例規整備を行ってまいります。そして、令和6年3月には竣工、備品等の調達を行い、令和6年4月の開館を予定しているところでございます。

何卒温かい審議を賜りまして、原案のとおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

まず入札ですけども、以前も説明いただいたかもしれませんが、もともと予定価格いくらでして、応札業者が何社あって、落札率が何パーセントだったのか、教えていただけますか。

委員長

松岡総務課長。

総務課長

予定価格につきましては、税抜きで1億1,041万円でございます。落札率に

つきましては、97,99%でございます。応札者は1社でございます。

木澤委員 予定価格1億1,040万っていいましたが、高くなってないですか。

総務課長 税抜きで申しあげました、税込みで申しあげますと1億2,145万1千円です。

木澤委員 これ応札業者1社しかなかったということなんですけど、一般競争入札だから、指定じゃないですよ、これはなんで1社しかなかったんですかね。

総務課長 本件につきましては制限付き一般競争入札でございますので、1社であっても入札は成立してございますことと、今回広く告知をしたうえでの入札でございますので、業者それぞれの事情も異なり、原因を特定することは難しいといったところでご理解賜りたいと思いますが、結果的に1社ということでございます。

木澤委員 入札自体は成立はしていることになるんでしょうけども。あと、物価高騰によって、もともと見込んでいたよりも高くなりますよという話は以前にあったんで、それは理解しているんですけど、これ建てるのにかかる金額と、今ももとの土地のところには建物建っていたと思うんですけど、そこはどのような話になって、そちらに関しての費用というのはどのぐらいかかるのかも教えていただけますか。

総務課長 かつて建築されていた建物につきましては、所有者のほうで除却をされて引き渡しを受けた状況でございます。これらの経費につきましても一定の補償のなかで全て賄うものでございます。

木澤委員 移転補償はいくらかかっているんですか。

総務課長 建物補償といたしまして500万円弱の経費でございます。

委員長 中川議長。

議長 各自治会の集会所補助金の坪単価が上限なしという補助金というのはおかしいや

ろということで、1坪単価を決めてほしいということで私、話したことあると思うんやんか。この建物については坪単価どのぐらいになってるんやろ。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 現在の落札金額からいたしますと、平米単価で35万6,800円でございます。117万7,400円、ちょっと細かいところでございますけど117万円でございます。

議長 各自治会の集会所の一坪あたりの上限は80万円ぐらいやったかな。

総務課長 平米20万でございます。

議長 地域集会所ということで、建坪の面積大きくなるから、総合計の金額上がるのはわかるねんけど、坪単価がなんでここまで110万超える坪単価、よっぽど豪華な建物なんかな。逆に言ったら、地域の集会所の坪66万円ぐらいの単価に抑えてほしいということで話してあったやつやから、地域交流館にしても坪単価それぐらいでは設計でけへんかったんかな。

総務課長 現在の工事経費には防火水槽等も含めてですのと、あと地域の防災施設としての意味合いも含めての部分もございまして、このあたり加味しますと若干の仕様というのは上がってしまうのかということについてはご理解賜りたいと思います。

議長 それと4か所計画してあったけど、これ2か所目、五丁地区の地域交流館と、龍田西地区か、後のこりはどんな計画してますの。

総務課長 かつての監査でもこの件についてはご指摘を受けているところでございまして、今回、地域交流館の建築の計画につきましては、集会所の整備、各自治会の集会所の整備に関する補助を充実させることにシフトしていったらどうかというようなご指摘を受けたところでございます。こうしたことから、直ちに検討というところではいたしたいところではございますけれども、地域交流館につきましては自治会館

を所有しない自治会のコミュニティ活動の拠点としては重要な役割を担う施設でございます。四つの地域からの建築を予定してございましたが、現在、龍田地区、興留地区につきましては、具体的な建築の計画の予定は要望としてはいただいているところでございます。こうしたことから現在進めてございます今回の地域交流館の竣工後には、こうしたご指摘の内容も踏まえまして、計画策定時、四つの地域で建築していくというような視点からの財政状況や社会情勢の変化、こうしたことを考慮させていただきながら、議会、自治会の皆様方のご意見をいただきながら、今後方針、またはとりまとめをさせていただきたいと思っております。

議長　この計画出たときに、具体的10年間の間にとって、いう目標やったと思うねんな。その10年もう越えてるはずやねん。そやからそこらもきっちり見直して今後の考え方、またこの委員会に報告していただきたいなと思っております。

委員長　中西町長。

町長　今、地域交流館の関係でご意見いただいております。当初は、斑鳩の地域で4か所という形で計画しておりました。ただ、その中で興留方面、また龍田地区のほうでも場所的なものはないということで、要望もあがってきておりません。その中でできればこの地域交流館というのはこの西・東、この二つにしてしまっ、監査委員さんのほうからもご指摘いただいております、集会所の整備の補助等に見直すというような形で整理していけたらなというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長　伴委員。

伴委員　議長のほうからも質問あって、私もこれについてちょっとお聞きしたいんですけど、確かこれ、国か県の補助がないと正直いって進めてほしないと、私この委員会でも言わせていただいて、それに対しての金額が入っていると私認識してますねんけど、入る予定やと、だからそれでの平米当たりの単価っていうのは、差し引いた場合なんぼになるのかちょっと教えていただけますか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 国費等々、特定財源を差し引きましたものを平米で割りますと、22万1,900円、22万2千円でございます。

伴委員 なんぼ入っているかもちょっと言ってもらえますやろか、結局、平米も聞きたかったんですけど。町単以外に。

総務課長 国庫補助と交付税措置あわせまして、約4,500万円程度の財源を見込んでございます。

伴委員 それで先ほどの防災関係、特にそっちのほうに多分きているんかなと。コミュニティよりもイメージからしたらそっちの方が大きいんかなと。それで費用が上がっていると、こう理解させていただく。同僚の委員から入札についての質問ありましたが、僕も事後審査型というのはこれは入札しにくいような、なぜこの一般競争入札に上の制限付きがつく、これどんな事後審査しはるのか、ちょっとこの機会に教えてもらえまへんやろか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 一般競争入札の中で、以前は事前審査型ということで審査自体は同じですけども、事前審査の場合でしたらすべての業者さんの審査をしなければならないということなんでちょっと手間かかりますよと。今、とらせていただいている事後審査型というのは、落札候補者の審査だけをすることで、審査内容であったり要件であったりはまったく変わってないわけですね。10社応札あって10社審査するのか、落札候補者の1社するののかという部分だけで事前審査型なんか事後審査型なんかということで、あとはすべて同じ要件で一般競争入札を実施しているところですので、事後審査型はこれだというのはないところでございます。以上です。

伴委員 今聞いたらその分だけ入札について後から審査させてもらう。ほんならこれについては今現在審査終わっているというような感じですか。この議決との関係はどない

なってますのちょっと教えてください。

総務部長 すべての審査が終わりまして、落札者と決定させていただいたんで、いわゆる仮契約を結ばせていただきました。仮契約を結んでいる状態なんで、この方は落札者ですんで、これ以降審査があるとかいうのはなくて、もう落札者は決定してますので、あと5千万円以上ですんで、この契約について議決をお願いしたいということで今議会に上程をさせていただいたという進め方です。

伴委員 もうひとつ。この形態で、事前であろうが事後であろうが、審査して制限付きというような形で。平均的に、今回1社。これは珍しいんですか、それともこういうことは普段は2社、3社あるもんなんか。もう、1社ぐらいなのか。なかなか応札ないんやというものなんか。ちょっと教えとくんなはれ、最近の傾向。

総務部長 最近の傾向で申しますと、各自治体の状況で申しますと、やはり建築価格が高騰しているということなんで、なかなか入札にに応じていただけない状況が続いているは事実でございます。そうした状況の中で本町のほうも果たして応札があるのかどうかということが心配されていたんですけども、結果として1社応札いただいて、予定価格以下の応札でしたので、今回こういった案件で契約の議決を賜りたいということで議案を出させていただいたところでございます。以上です。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 私もこの契約方法についてお聞きしようと思ってましてんけど、今、同僚議員が聞かれて答弁いただきましたけれども、今いちょうわからん。

それともうひとつ、これ60トンの防火水槽ということで、大きいですね。そやけどこれ地図見ますと、ここらへん住宅地ですわな、60トンでいけますか。僕ら消防で聞いたん、1トン1分やと、消費するのに。60トンで60分。大きい火事やったら1時間で消せることはないですね、消火栓あるということですけども、消火栓1本使ったらもう他使えないような状態を僕経験してますわね。そやから40トン2つとか、80トン、40トン2つとか、そういう方法もどうかなと思ひましてんけど、これ60トンでいけますか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 いま委員ご指摘の部分で、もちろん周囲の状況からいたしますと、消火栓等も含めての計画というのが全体的な計画になってこようと思います。今回の60トンの防火水槽につきましては、消防水利の協議をさせていただく中でも、届いていないというような要件ではもちろんございませんので、あともちろん経費等とのバランスも踏まえて計画した内容でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

嶋田委員 最近は大いい火事がないからあれですけど、やはり60トン、ほんまに大きいです。大きいねんけども1本だけやなしに、2本、3本吸管を突っ込んでくると、1時間持たないなという気はしてるんです。そやからそこらへん、40トンを二つ80トン。20トン増えたからどうなんということではないんですけど、なるべく大きいのでつくっていただけたらなと思います。これはまだできてないから要望としてお願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第18号 令和5年度消防ポンプ自動車の取得についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 それでは、1. 付託議案（3）議案第18号 令和5年度消防ポンプ自動車の取得について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

安全安心課長 消防車両の整備につきましては、本町の消防車両整備計画に基づきまして、整備・更新を行うこととしております。消防ポンプ自動車につきましては、配備後18年、最長20年を年次更新の目安とし、その期間の経過後、車両の状況により各分団と相談を申しあげながら更新を行う方針としております。消防団第1分団の消防ポンプ自動車につきましては、平成15年12月の配備後、本年で20年を経過することから、火災時等における住民の生命・財産を守る消防活動に支障をきたすことがないように万全を期するため、消防ポンプ自動車を更新取得することにつきまして、その価格が700万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

恐れいりますが、議案書の2枚目をご覧くださいませでしょうか。去る5月17日に指名競争入札を行いまして、金額につきましては2,832万5千円となっております。契約の相手方につきましては、株式会社モリタ関西支店、なお、履行期間につきましては、議決後、令和7年3月21日までとなっております。

以上、1. 付託議案（3）議案第18号 令和5年度消防ポンプ自動車の取得につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 こちらも応札業者と落札率を教えてくださいませ。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 応札率は97.92%です。設計価格は2,892万3,990円、税込みです。

課長 落札金額は2, 832万5千円となっております。入札者数は3社です。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 今、半導体不足で自動車納品遅れてますね、半年から8か月、10か月言われてますね、これ来年の3月まで間にあいますの。ポンプ車ですからね、いろんなもの載せなあきませんわね、どうですか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 ただ今、委員のご指摘の通り、半導体不足というのもこの自動車の関係につきましても、困難になっているという状況をお聞きしております。その中で、2か年にわたっての契約ということで、再来年の3月21日までの工期ということで、本年度に債務負担行為をおこさせていただいて、2年の工期ということでご理解賜りたいというふうに思っております。

委員長 伴委員。

伴委員 参考までに、これ新しく交換いいですか、古いやつはオークションかなんかに出されますの。こんなん下取りおまへんやろ。ちょっと教えとくんははれ。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 ご指摘のとおり更新が終了しましたら、今の予定ですと、令和7年度にインターネットのオークションをかける予定をしております。

伴委員 今までもそうされてきたと思います。その時というのは落札してもろて、それさっさといつているものですか。ニーズありますか。

安全安心課長 ニーズのご質問でございますが、直近で申しあげますと、令和3年度に第二分団の消防ポンプ自動車を1台売却しております。こちらのほう平成11年11月の登

録車両で、令和3年1月に更新をしたところでございますが、初年度登録から21年経過した車両で80万円で落札された実績がございます。査定価格を申しあげますと、40万円ということになっております。ちなみに消防指令車のほうも今年度インターネットのオークションをかける予定をしております。

委員長 ほかに、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政 それでは、議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につき
課長 ましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

課長 まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の8ページから9ページをお願いします。はじめに、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、エネルギー・食料品価格等

の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への町独自の支援を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が見込まれることから1億6,909万5千円の増額をお願いするものです。第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、認定こども園の整備に係る交付金が認定こども園施設整備交付金に一本化されたことに伴い、算定方法が変更となることから、保育所等整備交付金2億690万4千円の減額と認定こども園施設整備交付金2億2,426万9千円の増額をお願いするものです。

次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、先ほど申しあげました町独自の支援を行うための財源として、財政調整基金4,934万1千円の取り崩しをお願いするものです。次に、第20款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金の第1節 前年度繰越金で、同じく町独自の支援を行うための財源として、令和4年度に追加交付のあった普通交付税相当額の繰越金9,085万8千円の増額をお願いするものです。次に、第21款 諸収入、第4項 受託事業収入では、第1目 受託事業収入で、開発に伴う発掘調査の費用が当初見積りを上回ることから、発掘調査受託料450万円の増額をお願いするものです。次に、第5項 雑入では、第5目 雑入で、目安自主防災会・防犯会から申請のございました発電機等の整備事業が自治総合センターコミュニティ助成事業の対象として採択されたことから30万円の増額をお願いするものです。

以上が、歳入の補正内容でございます。12ページから13ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

はじめに、第2款 総務費、第2項 徴税费では、第2目 賦課徴収費の第12節 委託料で、さきほどございました軽自動車税の車両区分に特定小型原動機付自転車が追加されたことに伴い、税務システムの改修が必要となることから118万8千円の増額をお願いするものです。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第12目 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費で、歳入で申しあげました町独自の支援策として、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給することから、その事務費として、第1節 報酬から第12節 委託料までをあわせて637万5千円、また給付金として、第18節 負担金補助及び交付金で、7,650万円の増額をお願いするものです。次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました認定

こども園の整備に係る交付金の変更に伴い、認定こども園整備費補助金1,953万3千円の増額、また同じく、歳入で申しあげました町独自の支援策として、給食費の負担や給食の質を維持するため、町内私立保育所に対して食材費高騰相当額を助成することから、私立保育所食材費高騰対策補助金236万8千円の増額をお願いするものです。

14ページから15ページをお願いします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました町独自の支援策として、すべての給水契約者に対して、水道料金の基本料金を6か月分、全額免除することとし、そのうち3か月分を一般会計で負担することから、水道事業会計補助金3,570万円の増額、他町から給水を受けている契約者にも同等の支援を行うことから、水道基本料金相当額補助金13万2千円の増額をお願いするものです。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、歳入で申しあげました町独自の支援策として、町民1人あたり5千円分、また、中学生以下の子ども及び65歳以上の高齢者に1人あたり2,500円分を上乗せする生活応援券の発行を行うことから、その事務費として、第10節 需用費から第12節 委託料までをあわせて689万3千円、また、生活応援券の換金分の補助金といたしまして、第18節 負担金補助及び交付金で1億7,437万5千円の増額をお願いするものです。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第5目 災害対策費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました目安自主防災会・防犯会に対する自治総合センターコミュニティ助成金30万円の増額をお願いするものです。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第3目 保健体育費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました町独自の支援策として、給食費の負担や給食の質を維持するため、町立小学校に対する給食補助金を1食あたり30円から45円に増額することから、給食補助金422万9千円の増額をお願いするものです。

16ページから17ページをお願いします。第3項 中学校費では、第3目 保健体育費の第18節 負担金補助及び交付金で、小学校費と同様の理由によりまして、町立中学校に対する給食補助金を1食あたり30円から50円に増額することから、給食補助金256万5千円の増額をお願いするものです。次に、第4項 幼

稚園費では、第1目 幼稚園費の第18節 負担金補助及び交付金で、小・中学校費と同様の理由によりまして、町立幼稚園に対する給食補助金を1食あたり50円から59円に増額することから、給食補助金15万7千円の増額をお願いするものです。次に、第5項 社会教育費では、第4目 文化財保存費で、歳入で申しあげました開発に伴う発掘調査の費用が当初見積りを上回ることから、第1節 報酬から第15節 原材料費までをあわせまして450万円の増額をお願いするものです。

18ページから19ページをお願いいたします。最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として335万6千円の充当をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

政策財政
課長

以上、議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましての説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えます。

それでは、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

今回、特に物価高騰に対して町独自の支援ということで、よくやっていたているなというふうに評価をさせていただいているんですけど、これまた国の交付金もあてるということも見込んで、予算を組んでいただいていると思うんですけど、予算ベースでだいたい交付金で今回の分賄えるのか、それとも町の持ち出しが発生するのか、そこのところを教えてくださいませんか。

委員長

真弓政策財政課長。

政策財政

先ほどのご説明の中でもございましたが、この実施にあたりましては、財政調整

課長 基金繰入金、それから繰越金、こちらのほうを交付金とあわせまして財源として活用してまいります。

木澤委員 そしたらだいたい5千万ぐらい持ち出しっていうか財調取り崩しとなっておりますけど、それが町の負担というふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

政策財政 考え方かとは思いますが、純粹に町の持ち出しということと言いますと、課長 財政調整基金繰入金と繰越金の合計額、こちらが町の持ち出しです。

財政調整基金で4,934万1千円、繰越金で9,085万8千円、あわせて1億4千万円程度の町の持ち出しがあるということです。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第19号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和4年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。

福田税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(1)令和4年度町税不納欠損処分について、ご報告させていただきます。資料3をご覧くださいませでしょうか。本報告につきましては、地方税法の規定に基づいて、令和4年度の町税の不納欠損処分を行ったものについてご報告するものでございます。

(1) 事由別内訳表でございます。はじめに、地方税法第15条の7第4項によるものであります。この表の下の欄外に記載しておりますように、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものであります。この事由により不納欠損処分を行ったものは14人で87万3,494円となっております。次に、地方税法第15条の7第5項によるものであります。これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるものであります。この事由により、不納欠損処分を行ったものは、9人で35万4,610円となっております。

次に、地方税法第18条第1項によるものであります。こちらは消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅するものであります。この事由により不納欠損処分を行ったものは7人で、17万5,179円となっております。なお、本事由による不納欠損については、すべて地方税法第15条の7第1項による滞納処分の執行停止を行っていましたが、停止期間の3年を経過するより前に時効が到来したものでございます。これら、町税の不納欠損処分の税目別合計は、個人町民税が15人で83万7,983円、法人町民税が0円、固定資産税、都市計画税が9人で、うち固定資産税が44万5,824円、うち都市計画税が4万8,776円、軽自動車税が7人で7万700円で、全体では30人、140万3,283円となっております。なお、次ページ以降に、年度別内訳と不納欠損処分の推移について記載しております、

以上、令和4年度町税不納欠損処分についてのご報告とさせていただきます。

よろしく願い申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、以前から比べると金額がずいぶん減ってきていて、税務課の職員さん、苦勞されて集めておられるんだなとは思いますが、ちょっとお聞きします。それぞれの計14人、9人、7人、これは延べ人数ですか、というのが、同じ項目いうんですかね、同じ人が滞納してはる場合があると思うんですけれども、そこらへんちょっと教えてください。

委員長 福田税務課長。

税務課長 ご質問の延べ人数と、実人数の関係でございます。表の(1)の地方税法の事由別の人数につきましては、合計欄につきましては、実質的な実人数で記載させていただいております。以上でございます。

委員長 ほかに、ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)令和4年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。
福田税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(2)令和4年度町税収納状況について、ご報告させていただきます。

資料4、A3用紙を折った資料をご覧くださいませでしょうか。上の表の中の一
番下、合計の欄をご覧くださいませと思います。

はじめに、調定額についてでございます。令和4年度の町税の調定額につきましては、現年分と滞納分を合わせて31億2,962万3,618円となっており、前年度と比較して1,627万9,583円、0.5%の増となっております。

次に、収納額であります。令和4年度の町税収納額は30億9,871万9,208円となっており、前年度と比較して3,106万5,505円、1.0%の増となっております。次に、調定額に対する収納率、表の右から3列目でございますが、令和4年度の現年分と滞納分を合わせた全体の収納率は、前年度と比較して0.5ポイント増の99.0%となっております。このうち現年分の収納率につきましては、前年度と比較して0.1ポイントの減、滞納分は4.5ポイントの増となっております。なお、各税目別の収納状況につきましては、表に記載のとおりとなっております。最後に、滞納額の状況についてでございますが、上段の表の右から4列目、調定額に対する収納残額の一番下の合計欄をご覧くださいませと思います。令和4年度末の滞納額は2,956万4,676円で、表の下に記載している前年度の令和3年度決算における滞納繰越額3,256万9,788円と比較して、300万5,112円、9.2%の減となっております。

以上、令和4年度町税収納状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 次に、(3)不登校対策の充実について、理事者の報告を求めます。
仲村教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、各課報告事項の(3)不登校対策の充実について、ご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、資料5をご覧くださいませでしょうか。
課長

本件につきましては、本年2月の総務常任委員会におきまして、本年度の新規予定事業としてご報告をさせていただいておりましたが、このたび、事業の内容を一定、取りまとめいたしましたので、その概要につきまして、ご報告させていただくものでございます。

はじめに、1. 事業概要についてでございます。学校における集団の生活に関する心理的な負担等のため、不登校又は不登校傾向の斑鳩町立小中学校に在籍する児童又は生徒に対し、小集団での学習及び諸活動を通して活動の場及び心の居場所を確保することにより、社会的な自立を支援するために、斑鳩町子どもと親のフリースペースの設置及び運営を新たに実施するものでございます。次に、2. 名称及び位置についてでございます。名称は、現在仮称の段階ではありますが、「斑鳩町子どもと親のフリースペース」とし、位置は、斑鳩町法隆寺南3丁目629番4の旧高安睦自治会集会所の建物を活用してまいりたいと考えております。次に、3. 事業内容についてでございます。ひとつとして、不登校児童生徒の教育相談、生活指導及び学習指導に関すること。二つとして、不登校児童生徒の個別支援に関すること。三つとして、保護者及び在籍校との連携並びに保護者への支援に関すること。四つとして、前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事業としております。次に、4. 開室日及び開室時間等についてでございます。原則として、毎週火曜日と木曜日の週2回とし、いずれも午前9時から正午までの1日3時間としております。次に、5. 職員についてであります。フリースペースには、指導員として、会計年度

任用職員の教員経験者等2人程度を配置することとしております。次に、6. 通室規定についてであります。ひとつとして、通室に係る費用は無料といたします。二つとして、通室に際しては、原則として、保護者が送迎するものといたします。三つとして、通室の服装は自由といたします。四つとして、通室については在籍校における出席扱いとはならないことといたします。次に、7. 今後のスケジュールについてでございます。7月から8月にかけて、学校を通じて、保護者への募集周知、広報紙及び町ホームページに事業概要の掲載を行ったうえで、9月から、開室を行ってまいりたいというスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項(3)不登校対策の充実につきましてのご報告とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 溝部委員。

溝部委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、これに該当するお子さんの、各学校の数とかというのは、なんとなくわかりますでしょうか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 対象となる生徒につきましては、不登校または不登校傾向のというかたちにしておりますので、傾向というかたちになりますので、明確な定義はまずいたしておりません。参考に、昨年度の調査によりますと、年間30日以上欠席している不登校児童・生徒の数は小学校で23人、中学校で44人の合計67人となっているところでございます。以上です。

溝部委員 ありがとうございます。ということは、不登校傾向ということは、実際に不登校じゃなくても、何か保護者のかたが悩んでらっしゃるようなことがあれば、相談に来ていただくことも可能ということですかね。

教委総務課長 傾向というかたちなので、何日以上休んでいなければこちらの対象にならないというわけではないというのはおっしゃっていただいたとおりですけれども。不登校対策につきましては、やはり在籍校との連携、こういったものが不可欠となります

ことから、フリースペースの入室に際しましては、在籍校を通じて教育委員会にご申請をいただいて、そのなかから在籍校から対象児童・生徒の所見を付していただいたうえで、教育委員会におきまして状況を一定把握させていただいたうえで、入室いただくと、そのような流れを想定しているところでございます。

溝部委員 ありがとうございます。その指導員は、今2名程度ということでおっしゃっていただいたんですけれども、これはもう見つかっているんですかね。

教委総務課長 こちらにつきましては、教職経験の方を、今現在予定しているところでございまして、この開室にあたって一定相談を行っている状況でございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 週に2日、午前9時から正午まで、どういうふうにやらはるのかちょっとイメージわきませんけれども、今後、期待したいと思えますけれども。昔ね、給食登校というのがありまして。親が共働きでいてない、お昼ごはんがない。せやから、学校へ行って給食だけ食べてまた帰ってくる。そういう子、4、5、6年前やったかな。ひとりいてまして。僕の知っているかぎりでは、東小の子は多分いてないと思うんですけれども、そういう子もやっぱり不登校になるわけですか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 こちらにつきましては、学校に通いにくいというところで、一定学校に通われているところについては、まず学校での相談を受けていただいて、なかなか授業に参加しにくいとか、そういった要因が重なっている場合につきましては、さきほども申しあげましたとおり、学校からの所見、また保護者からの要請に応じて、一定、こちらのほうでも状況を確認させていただいた上で、こちらに通っていただくかどうかというのを判断してまいりたいと考えております。

嶋田委員 わかりました。今後、見守っていきたいと思いますので、逐次、またご報告お願いいたします。

委員長 小城委員。

小城委員 何点かあるんですけど、かなり良い内容かなと思うんですけども。通室規定であるとかというところで、不登校のなかにもいろいろあると思ひまして。保護者とのそりがうまくいってない子どももなかにはいると思うんです。この通室規定だと、子どもが行きたくても行けないとか、そういった子どもをひろうためにはどのように考えておられるか、教えていただいてもいいですか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 不登校に係る要因というのは、やはり友人にかかる学校の状況であったり、家庭にかかる状況、また、無気力にかかる本人にかかる状況、いろいろ要因として類型化されているところがございますけれども。まずは保護者さんの方とかから、スクールカウンセラー等に相談がある場合が多いと思うのです。そういった学校からの相談に応じて、こういった制度が新たに創設されるということになりますので、そういった場を通じて、ここの場も活用してはどうかという提案を行っていただいて、また、こちらにつなげていくということ、想定しているところでございます。

小城委員 ありがとうございます。やってみないと分からない点、いろいろ出てくる問題であると思う、同僚委員もおっしゃたように、今後みていきたいなと思うんですけど。その中で、将来的にというか、平群で1件こういったところがあって、そこはたぶん、卒業証書までもらえるとか、そういった制度があって、ほんとは行けない子どもって、ここにいったから学校に戻れるかと言ったら、そうじゃないと思うんで、そういったような内容もいろいろ考えていただいでですね、より、子どもをひろっていただけるような、行ける場所をつくっていただけるようなかたちに、幅広くしていただければ、臨機応変に対応していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 前回は議論したかもしれませんが、私もその保護者の送迎のところですね。これ例えば、中学生とかで自分で行ける子は、ひとりでも行けるっていうふうになるんですか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 今、委員おっしゃっていただいたとおり、中学生であれば、自分で自転車に乗って来られるということも想定されますので、原則としてというのは、そういうようなことをさしているということで、お願いいたしたいと思います。

木澤委員 柔軟に対応していただけるというふうに思っていますけれど、時間帯が9時から正午までだと、やっぱり保護者が送迎するということは難しいケースが多いと思いますので、そのへんよろしくお願いしておきます。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時16分 再開)

委員長 再開します。

次に、(4)斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 それでは、2. 各課報告(4)斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、ご報告いたします。

まず、はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

斑鳩町文化財活用センターの令和4年度の入館状況についてご説明したいと思いますので、今、配布させていただきました、資料6 令和4年度 斑鳩文化財センター入館者数(今年5年3月31日現在)をご覧くださいませでしょうか。

資料の構成につきましては、1で通常開館における入館者数、2から3で企画展および特別展の開催期間における入館者数、そして、4で入館者総数に区分して整

理しております。一番下の4のところではありますが、令和4年度の入館者総数は8,239人となっております。令和3年度と比較しまして1,537人の増となっており、1日当たりの平均人数としましては、前年度と比較して123.4%と増加した結果となっております。この増加した主な理由としましては、政府の新型コロナウイルス感染に対する取扱いが緩和されましたことから、徐々に旅行者をはじめ外出される方が増えてきたことが主な理由と分析しております。

そこで、今後も文化財活用センターにおける展示会をはじめとする文化財事業の内容について十分に検討をいたしまして、引き続き魅力ある歴史や文化の情報発信について努めてまいりたいと考えております。

次に、6月25日までを期間として、現在開催しております春季企画展「世界遺産登録30周年記念 日本の世界遺産展」の関連行事としまして、去る6月10日に、斑鳩町中央公民館において、講師に奈良市の立石堅志氏、吉野町の中東洋行氏、明日香村の小池香津江氏を講師に迎え、「奈良県の世界遺産」と題しました歴史講演会を開催し90名の方にご参加いただきました。

また、昨年度に実施しました、いかるがパークウェイ建設にともなう発掘調査の調査成果につきましては、これまでの総務常任委員会において、委員の皆さまよりその紹介する場の検討をとのご意見をいただいております。そこで、その後に古墳時代の土器や耳環などの出土遺物の洗浄等の整理作業が進みましたことから、その調査概要について紹介する展示会として「いかるがパークウェイ建設にともなう発掘調査 速報展」と題しまして、7月22日から8月27日までの間、斑鳩文化財センターの情報コーナーにて開催してまいります。

次に、史跡中宮寺跡の活用についてであります。ゴールデンウィーク期間中の5月5日のこどもの日に、中宮寺跡にて「史跡中宮寺跡公園に鯉 恋 来〜い!」と題しましたイベントを開催しました。実施しました内容としましては、中宮寺跡の歴史についての現地解説や勾玉づくりのほか、子どもの遊び場での折り紙やディスクゴルフなどの軽スポーツ、紙芝居の青空おはなし会、パトカーの展示会などを実施し、多くのこどもたちとご家族の方楽しんでいただきました。また、4月29日から5月14日までの期間中には、町民のみなさんよりご寄附いただきましたこいのぼりを掲揚し、来訪された方にその姿を楽しんでいただきました。

次に、昨年の秋季に3年ぶりに再開いたしました史跡藤ノ木古墳の石室特別公開ですが、春季の石室特別公開につきましては、5月13日と14日に開催しました。

事前にお申し込みいただいた全国各地からの201名の藤ノ木古墳ファンの方々に、町職員の解説とともに、臨場感たっぷりの石室内の映像や石棺を見ていただき、見学者には大変喜んでいただきました。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについての報告であります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
嶋田委員。

嶋田委員 これ継続審査案件ですな。これはなしになったわけですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時19分 再開)

委員長 再開します。
他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 西巻総務部長

総務部長 それでは、6月2日の大雨に係る警戒体制及び被害の状況についてご報告します。
はじめに、気象警報等の発令状況であります。2日午前8時14分に、本町に対して、大雨、土砂災害警報が発令され、その後、午前10時35分に土砂災害警戒情報が発令されました。すべての警報が解除されたのは、翌3日午前2時57分でございます。また、総降水量は約170ミリに達したところでございます。

次に、警戒体制として、午前8時30分に、災害警戒体制の1号活動体制を配備し、午前11時に災害対策本部を設置いたしました。

次に、避難情報の発令として、午前11時土砂災害警戒区域に高齢者等避難を発令し、同時に避難所を開設し、その後、河川の状況に応じて、高齢者等避難を発令したところでございます。避難所の開設といたしましては、町内6か所の避難所を開設し、避難者数は最大で67名となりました。

次に、主な被害等の状況でございます。6月4日現在の速報で申し上げますと、

幸いに人的な被害はございませんでしたが、龍田北1丁目錦ヶ丘地区において、法面の崩壊がございました。その被害状況は、速報値とはなりますが、全壊1戸、半壊1戸、部分損壊1戸の被害があり、これらお宅を含めて7戸、13名の方が避難されました。その応急対策として、被災地のブルーシートの設置について、町建設業協会のご協力のもと、翌6月4日午前8時30分から作業を開始し、同日午前11時に作業を完了しました。また、被災者の方への支援としまして、奈良県弁護士会と締結した「災害時の法律相談等に関する協定書」に基づき、弁護士さんによる法律相談について要請し、6月14日午後1時から、役場庁舎において開催する予定となっております。なお、その他の被害状況は記載のとおりでございます。

以上、6月2日の大雨に係る警戒体制及び被害の状況についての報告といたします。よろしく願い申し上げます。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 それでは、安全安心課から2点ご報告をさせていただきます。

課長 まず1点目、災害時における物資供給に関する協定の締結についてでございます。本協定につきましては、本町内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を迅速かつ円滑に本町へ供給が行えるよう、災害時における物資供給に関する協定を締結するものでございます。協定の相手方でございますが、NPO法人コメリ災害対策センターでございます。協定期間は、協定書締結日から効力を発するものとし、双方から書面をもって本協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとしております。また、本協定に基づく調達物資の範囲につきましては、協定先のNPO法人コメリ災害対策センターが災害時における緊急対応可能な物資とし、作業関係物資、ブルーシートや防塵マスク、スコップ等、日用品、タオルや使い捨て食器、使い捨てカイロや電気用品、投光器、懐中電灯、カセットコンロ等を供給いただくこととしております。また、費用負担につきましては、災害発生直前における小売価格等を基準とし、供給を受けた物資の代金を本町が負担することとしております。奈良県内の自治体他におけるNPO法人コメリ災害対策センターとの協定書締結の実績でございますが、令和5年4月末現在、奈良県畜産課、奈良県警察、10市9町の21団体と協定書を締結されており、本町は22団体目となっております。なお、本協定の締結

にあたりましては、次週6月21日（水）午前10時30分から締結式を執り行う予定としております。以上、災害時における物資供給に関する協定の締結につきましてのご報告とさせていただきます。

続きまして、2点目、斑鳩町デジタル防災行政無線システム戸別受信機の無償貸与についてでございます。斑鳩町デジタル防災行政無線システムにつきましては、昨年度、整備工事が完了し、本格運用を開始しております。令和5年度では、災害発生時等の防災情報の伝達を円滑かつ確実にを行うとともに、伝達手段の高度化、重層化をはかるため、希望される住民等に防災情報無線の内容を屋内で確認できる戸別受信機の設置、無償貸与をすすめてまいります。町内全世帯を対象とし、希望される世帯に1台を無償貸与、設置するもので、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に居住する住民等を優先して進めてまいります。6月下旬から全世帯を対象とする戸別受信機の設置意向調査を行い、設置台数の確定を行ってまいりたいと考えております。設置台数確定後、戸別受信機機器購入に伴う財産の取得に関する議案を9月定例会に議案上程を行わさせていただき予定としております。戸別受信機の製作が完了しましたら、順次、希望されました世帯に対し、当該機器を令和5年度末までに設置を完了してまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町デジタル防災行政無線システム戸別受信機の無償貸与についてのご報告とさせていただきます。安全安心課からは、以上です。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 総務課から1点ご報告をさせていただきます。職員採用試験の実施でございます。令和6年4月1日採用の職員採用試験につきまして、第1次試験につきましては、昨年度と同様に、全職種におきまして、適性検査及び書類選考の二つの方法を組み合わせた試験といたします。このうち、基礎能力問題と性格検査で職務適性等を測定する目的で実施する適性検査につきましては、感染症対策や受験の機会確保等の観点から、8月22日から8月28日までの間、自宅等におけるWeb試験方式といたします。次に、募集職種は、一般事務職、保健師、保育士、幼稚園教諭とし、一般事務職では、障害者雇用区分を設けることといたします。

受験可能年齢につきましては、今年度は30歳以下として、実施することとしてまいりたいと考えております。なお、試験の概要につきましては、7月号の広報い

かるが及び町ホームページに關係記事を掲載する予定となっております。

以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 教育委員会事務局総務課から、1点ご報告申しあげます。子ども模擬議会の開催についてであります。本年は、8月4日（金）に、議場をお借りして子ども模擬議会を開催することとしております。昨年度と同様に、町内の小学6年生及び中学2年生の児童生徒が、テーマに沿って意見や希望を述べ、理事者が答える一般質問の形式で執り行うこととし、午前中にリハーサルを行い、午後から1日議員の任命式、模擬議会本番の1日での実施を予定しているところでございます。

以上、子ども模擬議会の開催についてのご報告とさせていただきます。

教育委員会事務局総務課からの報告は、以上でございます。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 教育委員会事務局生涯学習課から1点、ご報告をいたします。3人制バスケットボールプロチームとの連携協定についてでございます。本協定は、3人制バスケットボールプロチームと連携協定を締結し、相互に連携協力することで、スポーツの推進や教育、広報等の様々な分野において、それぞれの活動の充実をはかるとともに、地域社会の発展に寄与することを目的として締結しようとするものです。

今般、奈良県初の3人制バスケットボールプロチームから、世界遺産・法隆寺のある斑鳩町をホームタウンとして活動していきたいとの打診がありましたもので、先の2020東京オリンピックの正式種目にも採用された競技のプロチームと連携協力することで、スポーツを通じたまちの活性化等につながるものと考えられますことから、今回、当該チームとの連携協定を締結することとしたものでございます。

協定の相手方は、今シーズンから、3人制バスケットボールの国内プロリーグであります、3x3UNITEDに参戦されるNara Great Buddhers、協定期間は、協定締結日から今年度末の令和6年3月31日、以後、双方から何ら申し出がない場合は、1年ごとの自動更新といたします。連携協力事項といたしましては、スポーツの振興や青少年の健全育成、健康増進に関するもののほか、地域振興に関すること等とし

ており、バスケットボール教室の開催やホームゲームの開催、町主催イベント等への参加、協力等、まちの活性化に貢献いただきたいとそうように考えております。

追って、日程等の調整を行いました後、協定書の締結を行ってまいります。

なお、ホームタウンとして、練習場所等につきましては、週1日程度、放課後夜間に斑鳩中学校の体育館を使用される予定で協議を進めさせていただいております。

以上、3人制バスケットボールプロチームとの連携協定についての報告とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
小城委員。

小城委員 採用試験の件なんですけど、今年度は30歳以下ということで、今まで30歳っていうその年齢が違った年ってあったんですか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 令和元年から3年まで、35歳以下と設定をしていたところでございます。

委員長 溝部委員。

溝部委員 錦ヶ丘の被害の件で教えていただきたいんですけども、斑鳩町からできることってというのは法律相談という場を用意していただいているということですけども、実際被災者の方から斑鳩町対して何かご要望いただいていることはないでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 現在のところまでは、直接ご要望というところはお聞きはしておりません。

課長

溝部委員 またなにか要望などございましたら、随時対応していただきたいなどは思っております。あともうひとつ、防災無線の戸別受信機なんですけれども、これは、もし設置しなかったらどうなるんですかね。

安全安心
課長 ご希望があれば設置するものでございますので、まず意向調査をさせていただく中で、機材の無償提供という形になります。同様のものも防災メールの中で音声を確認することもできますので、携帯のほうで防災情報メールでも同じ内容は確認することもできます。

溝部委員 ということは、家の中にいてると聞こえやすいようにするための戸別受信機であって、別に設置しなくても外から聞こえてくるものでオッケーだったらオッケーということですか。

安全安心
課長 防災行政無線システムの関係でございしますが、屋外子局のスピーカーから聞いていただく場合であるとか、雨の関係でなかなか聞こえづらいところもございしますので、いろんな情報の入手の方法のひとつとして戸別受信機の設置というところも国のほうでもすすめられているところがございますので、いろんな情報の多重化の観点で今回、戸別受信機の無償貸与というかたちで検討をさせていただいているところでございます。

委員長 伴委員。

伴委員 この大雨について、この紙の一番上の、警報が8時14分、非常に嫌な時間に警報になったと。私自身テレビ見ながら7時の時までに出てくれへんかなと。やはり大阪、和歌山、滋賀、もちろん兵庫県も警報がどんどんなっている。発令されていると、奈良まだかなと。なんでか言うたら、子どもたちの登下校ですわ。登下校についてこの時間になった場合、すぐ子どもたち、また中学も小学校も、ましてうちら西側やったら三代川の、非常に増水がしやすい。ちょっとなってしまった。ああいうところをってという子どもたちも非常に多いんです。西小自体がちょっとこうね、水浸しになるっていうか、なってしまう状況のところ。ちょっと教育長、どういような処置されたんか、ちょっとお聞きしたいんですが。

委員長 山本教育長。

教育長

委員のご質問です。このことにつきましては、台風による暴風とか地震、火災、洪水等々、災害が起きましたら、学校等で安全マニュアル等を作成しておりますので、まずは子どもたちの安全を確保ということで、見直しをはかるとともに、こういった場合の時にすみやかに対応できるということが、迅速に対応するというのが第一ですので、教職員の体制づくりをするようにと、日ごろから言っているところなんです。実は6月2日、委員のほうから話ございましたように、14分に出て、20分に、小学校の1、2年生のお子さんがおられます、1年から6年とかなり成長の過程に幅がありますので、直接私のほうから校長に電話をいたしまして、3人の校長に電話をいたしまして、まずは連絡なしで欠席している児童、この子の安否確認をまずせよという話をさせてもらいました。いわゆる、家は出ているけれども学校に来ていない、遅刻する子どもたちもおりますので。そういった子どもたちの状況をまず把握せよという形で言わせていただきました。二つ目には学童児童とか、学校で待機する子、また帰宅する生徒、子ども、それに対して混雑するのはわかってました。家庭の事情等々で、前もって聞いております。待機組、帰宅組は聞いておるわけなんですけれども、急遽の変更が出た時の対応。それから1年生は6年生が対応して移動させる、というような対応です。それから帰宅児童に関しましては、集団登校するまでの場所を教員がついていくという話を当初しておりました。引率してボランティアの方に引き継ぐ、その際、自宅に子どもがつかました、しかし誰もいないという状態で放置することなく、そういうお子さんがおったら、学校までまた引率して戻ってくるように。それから学校待機の児童については、保護者と連携を必ずして、子どもは待機組やと思っている。しかし急きょ学校のほうに保護者から連絡がきたときには、変わってしまいますので、そういった子どもにきちりとした情報を提供するように。それから一番気になりましたのが、12時を過ぎて子どもたちが保護者が迎えに来ないとなった場合の昼食。これはどうするのか、すみやかに考えて、こういった場合には、昼食を食べさせるように。ただし保護者と連携する中で、保護者が結構ですというような状況は、保護者と時間を確認しながらするようにというような状況で朝から対応させていただきました。

伴委員

そういう形をとっていただいた。私、言いたいのはやはりこの場合、教育長の判断で休校、正直言うてどんどん西からきている状況があって、時間ごと、10分ごとに警報でたという形になっている。確かにそのまま警報でないままとすることも、

これは100にひとつある、けども子どもたちの安全を考えていったら、ルールはわかります。7時というルールがある、けども7時の時点でほぼすぐに1時間以内か、これは8時14分ですけれども、相当な台風がらみの、まして台風がらみのやつがきてました。その辺を今後考えていっていただきたい。正直言ってこれは教育長の判断になってくる。だから教育長を指名して回答していただきました。

たとえ空振りになることがあったとしたかって、私は要望していきたいと思いますんで、今後、またそのあたり考えていただきたいと思います。中学、自転車もみんななりますし、西だけじゃない、斑鳩町全体のことですんで、ほぼなるやろうと。今アメダスみたいなんで、出てますし、ちょっとそのあたりで考えていただきたいと思います。以上です。結構です。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これも、避難のことなんですねんけれども、いかるがホールは避難所になってましたか。3日のことなんですけど。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 いかるがホールは避難所にはなっておりません。開設はしておりません。

嶋田委員 目安4丁目の方が避難するのに公民館に避難さされたんやと。いかるがホールに避難させてほしかったんやということを言っておられたんです。大和川、富雄川、冠水した場合に、いかるがホールは水つくやろうと。せやから避難所には向いてないんやと。溢水した時のね、避難所には向いてないから、公民館に避難所が開設されたんやという説明はさせてもらいましてんけど、理解していただいたかどうかはわかりませんねんけど、とにかく、家の近所のホールに避難したかったんやと、そればっかしですわねんわ。せやから、周知ですな、周知徹底。河川の決壊等による避難としては、ホールは避難所にしませんというふうなかたちの周知徹底をお願いしたいと思います。

安全安心 おっしゃっていただくように、近くの公共施設に避難というところを考えられる

課長 というところは理解はできるんですけども、まず、高齢者避難等、発令をさせていただくにあたりましては、切羽詰まったものではございますが、あらかじめ、時間軸を設けまして、目安の方であっても中央公民館もしくは中央体育館に避難をいただく距離を、そこまでの方法等もまず、個人さんのほうで考えていただくようになりますが、時間をあらかじめ余裕をもったかたちで高齢者避難等の発令をさせていただいているところがございます。平時の時に、まずどちらのほうに避難していくとか、いうところについては、各住民さんの平時の時に考えていただきたいなど考えているところがございます。

嶋田委員 考えるのは、考えはりまんがな。あのね、平時から、大和川、富雄川から溢水した時には、この避難所にはしませんということを徹底してほしいといことを言えますねんやん。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 各避難所はさきほど嶋田委員がおっしゃいましたとおり、いろいろな制約の中で、開設しているところがございます。そうしたことから、平時より、住民の皆様に対しましては、溢水の場合はここですよといったところの周知徹底には努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようによろしく願いいたします。

嶋田委員 溢水の場合はここですよというよりも、溢水の場合はここはあきませんよといったほうが、よくわかると思いますのでね、それらも含めて、周知徹底のほうをお願いいたします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私もさきほど伴委員がおっしゃっていたこと、保護者から連絡いただいておりますので。判断は非常に難しいとは思いますが、どうしたら子どもたちが危険な目にあわないかというところでの判断が必要になってくると思いますので、ちょっといろいろな全国的な例とかも調べていただいて、また研究いただきたいと思います。

それと、もうひとつ、当日、緊急下校したわけですが、東小の子らで集団下校する時に、用水路の横を通っている時に、保護者が動画を撮って送ってくれたんですけど、もう水路から水がだっとあふれている状態の中を、子どもたちがビチャビチャッと、歩いて帰ってましたんで、そこ通学路であるんですけども、やはり、緊急時にそこがふさわしいのかどうかというのは、見直しをしていただきたいなど、学校のほうにもいうてますので、またお願いしておきます。

それと、もう1点。高齢者の方で、避難勧告が出て、興留の方なんですけれどもその方90歳代の方で、自分で歩いて、中央公民館か、体育館に避難をしたとおっしゃっていたんですけど、避難する時に隣近所に声をかけて、避難しましょうと言うたけど、そんなん、もう歩いてよういかんと、もう高齢でね。自分も免許返納してしまっているから、その連れていくこともできへんという状況で。今、災害時の要援護者については、個別の避難計画つくっていただいているところですけど、ただやっぱり、今、災害が起こって、自分で自力で逃げられへんという方については、どうするんやということをね、ご意見いただきまして、ここで議論するのがいいのかどうか分からないですけども、やはり、災害は当然起こっているわけなんで、町の職員さんが全員迎えに行っていてというのは、絶対無理ですから、そういう時でもどんな対応をすべきなのかというのと、全国的にどういうふうにしてはるんやと情報なんかも、町民の皆さんに発信して、それぞれ個別で考えてくださいねというのではなくて、こういう方法もありますよというので、やはり対策をうっておく必要はあるのではないかなというふうに思いましたんで、今日は問題提起だけさせていただきますと思いますんで、また今後、ご検討よろしく申し上げます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。
伴委員。

伴委員 今日議案にもなった議案第19号ですが、一般会計でやはり町民に向けて今回

いろいろな物価高騰とかいろいろな部分で、幅広く町のほうで施策を打っておられる、たぶんなんらかの広報はしていただけたらと思いますねんけども、できるだけわかりやすく目立つところに広報していただくように、正直言うて、ちょっと副町長その辺どう考えてはるのかお聞きしたい。

委員長 加藤副町長。

副町長 今、委員申されました物価高騰対策といたしまして、周知でございますけれども、報道関係機関につきましては、すでに議案の上程にあわせて周知をさせていただいております。あと、住民の皆様に対しましても今後の広報いかるがのほうで、また周知をさせていただく予定としておりますので、その内容についてはわかりやすいかたちでの周知というものに心掛けたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

伴委員 1億円以上の費用がかかっていると、さきほど委員会の中でもそういう答弁があった施策ですんで。そのあたりわかりやすく、意味のあるようにしていただくように、お願いしておきます。以上です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 たつた保育園の前の横断歩道が消えかかっているということで、以前から修繕してほしいという声があったと思うんですけど、今どういう状況になっているんですか。先週金曜日に見に行った時には、まだなおってなかったと思うんですけど。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 ご指摘の場所につきましては、すでに公安委員会、西和警察署の交通課のほうに申し入れはさせていただいております。西和警察のほうで本部のほうに上申されて、本部のほうで優先順位をまたつけられてというふうには聞いております。

木澤委員 確か4月の時にも同じ話を聞いたと思うんです。そこからもう1か月以上経って、

なかなか進まないなということで、保護者の方もだいぶ気にしてらっしゃいますので、やるのは警察のほうになるんですね、町じゃないんですね。

安全安心課長 当該交通安全施設につきましては、公安委員会が設置するものでございますので、そちらのほうで対応をとっていただくということになります。

木澤委員 やはりちょっと時間が経ってしまっているんで、改めてまた町のほうからも公安に対して要望していただきたいなというふうに思いますんでお願いしておきます。

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
ここで皆さんに、継続審査案件についてご相談をさせていただきたいと思います。
議会改選前の総務常任委員会において継続審査となっていました案件は、「斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて」でした。わが町は、日本ではじめて世界文化遺産に登録された法隆寺のあるまちであり、多くの歴史的史跡や文化財の保存や活用は、斑鳩町のまちづくりの重点施策でもありますので、引き続き、「斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて」を、当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時49分 閉会)